

静岡県告示第751号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、鮎沢川漁業協同組合（内共第9号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和3年9月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
鮎沢川漁業協同組合 御殿場市深沢1413
- 2 漁業権の免許番号  
内共第9号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和3年9月15日

別表

改正前					改正後				
(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間で組合の定める期間中でなければこれを行ってはならない。					(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間で組合の定める期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
(略)					(略)				
にじます	餌釣、 ルアー釣、 毛針釣	針1本	全域	3月1日以 降で組合が 定め公示す る日から9 月30日まで	にじます	餌釣、 ルアー釣、 毛針釣	針1本	全域	3月1日以 降で組合が 定め公示す る日から9 月30日まで
	ルアー釣、 毛針釣 <sup>注</sup>		<u>鮎沢川向田橋より上流に向かって最初の堰堤下流端から同橋より下流に向かって最初の堰堤までの区域（以下「足柄特定区」という。）</u>	11月1日以 降で組合が 定め公示す る日から翌 2月20日ま で		<u>鮎沢川紅葉橋堰堤下流端から金太郎橋上流端までの区域（以下「足柄特定区」という。）</u>		11月1日以 降で組合が 定め公示す る日から翌 2月20日ま で	
(略)					(略)				
(注) 足柄特定区において採捕したにじますは、所持せずその場で再					(注) 足柄特定区において採捕したにじますは、所持せずその場で再				

放流しなければならない。

(遊漁料の額、及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日――	1年――
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
にじます	足柄特定区	ルアー釣 毛針釣	2,000円	――

2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

中学生以下	魚種	遊漁料	
		1日――	1年――
	(略)	(略)	(略)
	足柄特定区	1,000円	――

附 則

この規則は、令和3年9月15日から施行する。

放流しなければならない。

(遊漁料の額、及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に、全魚種は500円を、足柄特定区は1,000円をそれぞれ付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日 <sup>(注1)</sup> ――	1年 <sup>(注2)</sup> ――
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
にじます	足柄特定区	ルアー釣 毛針釣	2,000円	5,000円

(注1) 足柄特定区においては、連続する2日間とする。

(注2) 足柄特定区においては、1期間とする。

2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

中学生以下	魚種	遊漁料	
		1日 <sup>(注1)</sup> ――	1年 <sup>(注2)</sup> ――
	(略)	(略)	(略)
	足柄特定区	1,000円	2,000円

(注1) 足柄特定区においては、連続する2日間とする。

(注2) 足柄特定区においては、1期間とする。